

令和7年度 単独河川改修事業（緊急自然災害防止対策）
邑楽・館林圏域河川整備計画(変更)検討業務 公募型プロポーザル

	質問内容	回答
1	・業務説明書P1 『4) 業務実施上の条件』 類似業務：河川整備計画検討（治水対策案の検討および費用便益分析）を行った業務 上記実績は『治水対策案の検討』と『費用便益分析』をそれぞれの業務となる2つを1つに合わせたかたちでも実績として認められますか。	「治水対策案の検討」と「費用便益分析」がそれぞれ異なる業務であっても、平成27年以降に完了した業務であれば実績として認めます。